

全国青年司法書士協議会  
会長 石橋修

【声明の趣旨】

安全保障関連法案の強行採決に強く抗議し、同法の廃止を求める。

【声明の理由】

自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法等の10本の現行法を改正する一括法案（平和安全法制整備法案）及び国際平和支援法案（以下、これらを「本法案」という）が本年9月19日に参議院で可決された。

当協議会会長声明（7月27日）で述べたとおり、本法案は憲法に違反し、立憲主義を破壊するものである。国会の議論を通じて違憲であることが明らかにされ、法案の不備を指摘されたにもかかわらず、これが修正されることはなかった。また、政府の答弁は二転三転し、立法事実が後に否定されるなど、本法案は法案の体すらなしていなかった。そして、議論が深まるどころか、ますます混迷を深めるだけであった。このため、複数の世論調査によれば8割もの国民が政府の説明が不十分であると感じ、6割を超える国民がこの国会での採決を見送るべきであると考えており、何百万人もの国民が反対のデモに参加するなど、空前の規模で国民の反対運動が広がっていた。

ところが、政府は、国会に詰めかけた国民の反対の声に耳を傾けることなく、あまつさえ理解されなくても良いと平然と切り捨て、本法案を参議院にて強行採決し、可決させてしまった。憲法に違反し、立憲主義を破壊する本法案を可決させたことは許されるものではなく、これに対し強く抗議する。

しかも、参議院における特別委員会での採決においては、地方公聴会の報告手続きを行わず、また速記停止中に採決をし、強行に採決しようとする中での混乱のため法案の読み上げも聞こえず、議事録に残っていないなど、委員会採決の手続きにも重大な瑕疵があることから、法案成立過程には重大な疑義が残る。

以上のとおり、本法案は、内容において憲法違反であり、また国民の意を無視して成立させたものであり、かつ成立手続きにも重大な瑕疵があるため、衆参両議院で可決されたとしても無効であると考えられる。従って、本来は廃止を求める必要もないが、形式上本法案が可決成立していることから、効力を有していると誤認され、施行されてしまうおそれがある。そこで、無効であることを形式上も明らかにするため、安全保障関連法の廃止を求めるものである。